

# 株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号、  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 7 月 1 日

株式会社コナカ

株式会社サマンサジャパンリミテッド

2024年7月1日

## 株式交換に係る事後開示書類

神奈川県横浜市戸塚区品濃町 517 番地 2  
株式会社コナカ  
取締役社長 CEO 湖中 謙介

東京都港区三田一丁目 4 番 1 号  
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド  
代表取締役社長 古屋 幸二

株式会社コナカ（以下「コナカ」といいます。）及び株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド（以下「STJ」といいます。）は、2024年4月10日付けで両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、コナカを株式交換完全親会社、STJを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2024年7月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

- (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行ったSTJの株主はおりませんでした。

- (2) 会社法第785条の規定による手続の経過

STJは、会社法第785条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2024年6月7日付けで、STJの株主に対し、本株式交換をする旨並びにコナカの商号及び住所を電子公告にて公告しましたが、株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

- (3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

コナカは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2024 年 5 月 29 日付けで、コナカの株主に対して、本株式交換をする旨並びに STJ の商号及び住所を電子公告にて公告しました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易株式交換に該当するため、会社法第 797 条第 1 項による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりコナカに移転した STJ の株式の数は、STJ の発行済普通株式総数 65,850,904 株から、コナカが所有する STJ の普通株式数 38,910,226 株を除いた、26,940,678 株です。なお、上記発行済普通株式総数は、下記 5(5)記載の 513 株の自己株式消却後のものになります。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) コナカは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定により本株式交換に反対する旨を通知したコナカの株主はおりませんでした。

(2) STJ は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 5 月 29 日開催の定時株主総会及び普通株主による種類株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) コナカは、本株式交換に際して、本株式交換によりコナカが STJ の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の STJ の株主名簿に記載又は記録された STJ の株主（ただし、下記(5)に記載の STJ の自己株式が消却された後の株主をいい、コナカを除きます。）に対して、その保有する STJ の普通株式の株式数の合計に 0.155 を

乗じた数のコナカの普通株式を割当て交付いたしました。なお、コナカが割当交付した普通株式の合計は、4,175,805株です。

- (4) 本株式交換により増加するコナカの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、コナカが別途適切に定めるものとします。
- (5) STJは、2024年5月29日開催の取締役会決議に基づき、基準時の直前時点においてSTJが保有していた自己株式513株全てを、基準時の直前時点をもって消却しております。
- (6) STJの株式は、株式会社東京証券取引所において2024年6月27日付で上場廃止となりました。

以上